

第61回山梨県環境保全審議会会議録

- 1 日 時 令和4年3月23日（水曜日）午前9時30分～正午
- 2 場 所 ホテル談露館 山脈
- 3 出席者 （委員）（敬称略）青木進、足達郁也、石井信行、内田智之、風間ふたば、河内正子、窪田清、後藤聡、小林拓、小宮山稔、佐藤繁則、武田哲明、棚本佳秀、永井寛子、福地龍郎、村山力、望月一二、山縣然太郎、山本紘治、湯本光子、依田忠紀、渡辺節子、渡部美由紀
（事務局）環境・エネルギー部長、環境・エネルギー部次長、環境・エネルギー政策課長、大気水質保全課長、環境整備課長、自然共生推進課長、事務局員
- 4 傍聴者等の数 3人
- 5 次 第
 - （1）開会
 - （2）あいさつ
 - （3）議事
 - （4）その他（情報提供）
 - （5）閉会
- 6 会議に付した事案の議題
 - 審議事項
 - （1）令和4年度公共用水域及び地下水の水質測定計画（案）について
 - （2）鳥獣保護管理事業計画の策定について
 - （3）第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画の策定について
 - （4）第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画の策定について
 - （5）第二種特定鳥獣（ニホンザル）管理計画の策定について
 - 報告事項
 - （1）山梨県地球温暖化対策実行計画の実施状況について
 - （2）第2次山梨県環境基本計画の環境指標の達成状況について
 - 情報提供
 - （1）富士川水系の水質等調査結果及び堆積物等調査計画について
 - （2）ツキノワグマ保護管理指針の策定について
 - （3）カワウ管理指針の策定について

7 議事の概要

	1 開 会
司 会	<p>ただいまから、第61回山梨県環境保全審議会を開会いたします。</p> <p>まず、出席状況についてであります。本審議会の委員は30名です。本日は、そのうち、23名の出席をいただいておりますので、山梨県附属機関の設置に関する条例第6条第2項の規定により本審議会が成立していることを御報告します。</p> <p>なお、本日の会議は、山梨県環境保全審議会運営規程第7条及び山梨県環境保全審議会傍聴要領に基づき、公開することとされておりますので、委員の皆様には御了解をいただきたいと存じます。</p>
	2 あいさつ
司 部 長	部長あいさつ
司 会	それでは、はじめに、村松環境・エネルギー部長から あいさつを申し上げます。
部 長	◆ 部長あいさつ ◆
司 会	会長あいさつ
司 会	続きまして、風間会長からごあいさつをいただきます。
部 長	◆ 会長あいさつ ◆
司 会	新委員紹介
司 会	ここで、新たに就任された委員の方々を御紹介させていただきます。日本労働組合総連合会山梨県連合会会長の窪田清委員です。
	3 議 事
	審議事項
司 会	それでは、議事に入ります。本審議会の議長は、山梨県附属機関の設置に

	<p>関する条例第6条第1項の規定により、会長があたることとなっておりますので、これからの議事の進行は会長にお願いいたします。</p>
会 長	<p>それでは、審議事項（1）「令和4年度公共用水域及び地下水の水質測定計画（案）について」を審議します。これは、水質汚濁防止法第21条第1項の規定に基づく審議事項です。この件につきまして、事務局から説明をお願いします。</p>
大気水質保全課長	<p>◆ 審議事項（1）資料により、大気水質保全課長が説明 ◆</p>
会 長	<p>事務局からの説明が終わりました。御質問、御意見がありましたらお願いします。</p>
委 員	<p>水は山梨県におきまして、観光などにおいて非常に重要な要素になるため、このような調査をしっかりと行うことはとても大事なことだと思いますので、今後も続けていただきたいということが1点。気になりますのが、朝ごみ拾いを行っているのですけれども、河川のプラスチックごみも含め、かなりひどい状況にあります。山梨県では、どのような形で河川を綺麗にするということが行われているのか教えてください。</p>
環境整備課長	<p>河川につきましては、毎年度、マイクロプラスチック調査をやっております。令和元年度から引き続き行っており、その傾向を分析しながら、ホームページ等にその結果を掲載しております。また、河川の清掃につきましては、民間団体が行っている活動に対し、県から助成をしております。</p>
委 員	<p>井戸の測定場所を減らすということですが、周辺で一度おかしな数値が出たため、対策を実施し、その効果を見て、数値が改善されたのでやめるといのは理解できるのですが、いろいろな地点を継続的に測定する中で変化があるかないかというのを見ていき、問題が出たら原因を見つけて対策するという理解で聞いていたのですが、そうではないのですか。また、今後も周辺環境が変わらないという前提条件があれば、当然水質も変化しないのでしょうか、周辺環境も恐らく変化していくと思うのですが、それに対してどうお考えなのか教えてください。</p>
大気水質保全課長	<p>汚染井戸が発見されますと、工場への立ち入りといった汚染原因の調査を行います。汚染原因が見当たらない場合がかなりあります。そうした場合は、その汚染を発見した井戸で、経年的にどのように変化していくかを見ていって、数年検出されない場合は、そのまま測っていても状況に変化がないであろうということで測定はやめます。また、周辺の環境の変化に</p>

	つきましては、概況調査をメッシュで区切って行い、近くの井戸を選定して確認をしていく形としております。
委 員	事情は分かりました。ただ、原因が分からないで数値が出たということは、また同じことが起こることは想定しているということでしょうか。
大気水質保全課長	おっしゃるとおりです。ですので、概況調査を繰り返し行っていくということになります。
委 員	参考資料の3ページ目について質問です。都留で1地点、甲府2地点の記載がありますが、この箇所を本編17ページの定点方式、同じく18ページの継続監視調査の測定地点を見ますと、甲府市の2地点がここに含まれていません。この2地点が含まれてないのは、概況調査のローリング方式の8地点に入っているということでしょうか。
大気水質保全課長	参考資料3ページの要監視項目については、継続調査をやっておりません。環境基準項目については、基準値がありまして、きちんとその後の継続調査をしていますが、要監視項目は、有害性が環境基準項目に劣りますので、そういった継続監視まではしていないという状況がございます。環境基準項目の都留市古川渡の調査については、本編18ページの別表2の30番に記載がございまして、継続監視調査の対象としております。
委 員	参考資料3ページ目の要監視項目について、超過してるけれども、令和4年度は調査をしないということですね。それは法律的には問題ないのだと思いますが、超過量が増えてますけど、これは、かなり指針値よりも増えていますが、しなくて問題はないという理由は何でしょうか。
大気水質保全課長	環境省が調査要領を示しておりますが、要監視項目はそこまでの調査は求められておりませんので、調査は行っていないということでございます。
会 長	井戸から出ているものはマンガンだけなのですよ。
大気水質保全課長	おっしゃるとおりです。
会 長	マンガンはいわゆる赤水なので、この辺りの住民が飲料或いは生活用水に使っていないということであれば、この辺りは少し高いねということで、また順繰りに調査しながらそういった地点を確認していくということかと

		<p>思います。</p>
委 員		<p>両方とも測定回数の削減に関する件です。まず、1ページ目(6)②の測定回数 の見直しについて、令和3年度計画からの変更点ですが、過去10年間の基 準値50%以下であった地点について測定回数を削減するとのことですが、 復活の条件は決められていますか。続いて、2ページ目(7)②の測定回数 の削減について、令和3年度実施状況からの変更点ですが、夏季と冬季の2回 測定した結果、測定値が高い傾向を示した1回のみとするとのことですが、 季節によって値が違うという物理的理由は確認された上での削減なのでし ょうか。</p>
大気水質保全課長		<p>1点目の公共用水域の復活条件は、明記しているものがございません。その 測定のケースごとの状況を見て、個別に判断していきたいと考えておりま す。また、2点目についてですが、地下のことですので把握まではできかね ているというのが現状であります。これにつきましても、環境省の調査要 領で、年1回の測定で良いとなっております。効率化の面から傾向を把握 し、年1回の測定に削減をしているというところでございます。</p>
会 長		<p>私もこのことについては少し気にはなったのですが、夏が高いとか冬が高 いとかそういった傾向が何年か続いているので、どちらかの季節に変更し ますという理解でよろしいということですよ。</p>
大気水質保全課長		<p>おっしゃるとおりです。</p>
会 長		<p>夏が高くなる、或いは冬が高くなるのかというのは地下のことですから分 からないと思いますけれども、上流側から希釈のみの地下水が流れてくる 場合など、色々なことが考えられるわけですが、それが季節ごとに 傾向が出ているということであれば高めの季節を測定するという理解でい いのかなというようには思います。委員のご懸念は、高くなった季節の1回 で良いのかということだと思いますので、それはデータを見ながら必要に 応じて当審議会でご提案いただくということになるかと思っておりますが、 よろしいですか。</p>
大気水質保全課長		<p>承知致しました。</p>
委 員		<p>山梨県は水を、日本それから世界に輸出をしている県です。ですので、他 県が年1回でも、やはり山梨県は丁寧にやっていただかないと駄目かなと思 いますので、ご検討をお願い致します。</p>

大気水質保全課長	委員のおっしゃるとおり、本県の水は基準を満たした水であり、観光という観点からもとても貴重な水だと考えておりますので、汚染の状況につきましては、きっちりと調査をできるように、合理的かつ、きちんとした調査に努めて参りたいと考えております。
会長	今回の計画案について、回数を増やしてくださいというご提案ではなくて、今後の姿勢としてそれは忘れないでいただきたいという理解でよろしいですね。
委員	はい。
会長	審議事項（１）について御異議ございませんか。 ◆ 異議なし ◆
会長	それでは、当審議会として異議ない旨決定されましたので、そのように答申したいと思います。
会長	続いて、審議事項（２）「鳥獣保護管理事業計画の策定について」、審議事項（３）「第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画の策定について」、審議事項（４）「第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画の策定について」、審議事項（５）「第二種特定鳥獣（ニホンザル）管理計画の策定について」を一括して審議します。これらは、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定に基づく審議事項です。この件につきまして、鳥獣部会長から鳥獣部会の審議状況等について説明をお願いします。
鳥獣部会長	◆ 鳥獣部会の審議状況を鳥獣部会長が報告 ◆
会長	それでは、引き続いて事務局から説明をお願いします。
自然共生推進課長	◆審議事項（２）～（５）資料により、自然共生推進課長が説明◆
会長	鳥獣部会長及び事務局からの説明が終わりました。御質問、御意見がありましたらお願いします。
委員	前計画において、平成23年度から令和5年度までで半減させるということ、令和2年には3万4000頭と目標をほぼ達成したということではありがたいのですが、最近シカに遭うことが多いと感じています。計画の中で、

	<p>最終的には4700頭を目標としていますが、高山植物についてもかなり被害を受けてます。できるだけ早い年次に適正な数にさせていただきたいと考えておりますがいかがでしょうか。</p>
<p>自然共生推進課長</p>	<p>委員ご指摘のとおり、農林業被害のみならず、高山植物等に多大な被害が生じておりますので、できる限り早く個体数の削減を進めていきたいと考えております。先ほど3万4000頭まで減ったと説明いたしましたが、引き続き1万6000頭を捕獲することによって、被害の軽減を図るとともに、早期に目標に近づけるように捕獲を加速していきたいと考えております。</p>
<p>委員</p>	<p>猟銃における目標率で目撃の部分が減ってきたとご説明いただきましたが、私の住んでいる地域も人家周辺にシカやイノシシが毎日のように出没しています。また、私の身近なところでも、猟友会に入っている人たちが高齢化し、辞めてしまう人も多いのですが、後継者が育っていないということがあると思います。この目撃というのは、人が少なければ目撃をする数も少ないと思うので、本当に実態が伴っているのかが不思議なところもあります。そこで、県の猟友会の後継者の育成について教えてください。</p>
<p>自然共生推進課長</p>	<p>猟友会の会員数は、令和元年度に4500人だったものが、最近では2000人前後と大幅に減少しております。ただ、平成24年度から狩猟免許取得に要する経費の助成或いは狩猟免許を取った若い方々の育成事業を行っており、新規免許保有者も着実に増えております。また、免許を取った方が実際に猟に参加していただけるよう、県外の射撃場での練習に要する経費を助成しておりますが、狩猟研修施設の整備を急ぎまして、しっかりと狩猟者を確保する取り組みを進めて参ります。</p>
<p>会長</p>	<p>県も努力されているということでございます。</p>
<p>委員</p>	<p>順調に計画が進んでいることが分かって良かったと思いますが、2点お伺いします。1つは、農作物被害額の推移は綺麗に下がっていてこれを見ると良いと思うのですが、全体の生産量や単価の問題を考慮するとどうなのかなということについて、実態と違うのではないかという意見もありましたので、そういったものを見ていくと良いのかなと思いましたので、もし分かれば教えてください。2点目は、捕獲したニホンジカの有効活用も資料に書いてありますが、その状況について分かる範囲で教えてください。</p>
<p>自然共生推進課長</p>	<p>1点目の農作物被害が実態と合っているかですが、この額につきましては県農政部が発表している数字でございます。単価などについては適正に反映されていると認識しておりますが、私どもも把握しきれない部分がございます。</p>

		<p>ますので、農政部と状況を確認したいと思います。2点目のニホンジカの有効活用については、捕獲した大部分はその場で埋設、或いは焼却処分をしている状況でございます。その中でジビエとして有効活用されている数量は、令和元年度が1000頭弱、令和2年度は新型コロナによるレストランの営業自粛などの影響もあったことから、500頭にも満たない状況でございます。そのような中、令和4年度以降の事業といたしまして、狩猟者側に働きかけることによって、今まで捨てていたシカをジビエ加工処理施設に送り込むという事業を計画しております。狩猟者のジビエに対する意識を高めたりとか、或いは狩猟者とジビエ加工処理施設のマッチングなどの事業と合わせまして、ジビエとして活用するには時間的な制約もあるため、こちらもクリアできるようなモデル事業を実施し、狩猟者が取ったシカをうまく加工処理施設に回すような仕組みづくりをする中で、有効活用を図って参りたいと考えております。</p>
委 員	員	<p>ジビエに関しては引き続きよろしく申し上げます。農産物については、要するに相対的な話かどうかという話で、被害額は記載のとおりだと思います。ただ、農作物の生産量が減れば、被害額も減るだろうという話ですので、そういった観点で見る必要があるのかなと思いました。</p>
会 長	長	<p>委員のご指摘は、農家の高齢化等で減っているとすると、実態としてはもっと深刻になっている可能性があるのですが、そのあたりの実態も見せていただきたいということかと思えます。</p>
委 員	員	<p>森林被害額について、発見ベースとは言え、2億円の被害額が出ております。森林被害の内訳が見えないのですが、この辺りについてどのようにお考えでしょうか。</p>
自然共生推進課長		<p>森林被害額につきましては、施業により発見した分の被害額になります。林業の事業量が多いと確認される被害額も多くなり、事業量が少ない場合、或いは被害を受けてない地域の施業では被害の発見が減ってしまうといった、委員ご指摘のとおり実態に即してない部分がありますが、確認できる範囲での被害額となっております。</p>
委 員	員	<p>今は航空写真など全域を調査するような手法もかなりあるので、ある程度実態を把握してからこういった対策をやった方がいいかなと思います。</p>
会 長	長	<p>山の中のことでですから実態の把握はなかなか難しいと思いますが、お話を伺っていて理解したのは、実際に材木を取りにいった、そこで確認した際の被害額がこのくらいということですね。そうすると、先ほどの</p>

	<p>農作物の話と同じで、林業はたくさん山に入って施業すれば、収入も多くなるのかもしれませんが、それに対しての被害率みたいなものをまとめていただけるとより分かりやすいのかなと思いました。実際に被害額が減ってるのは、様々な対策が効いているということもあるかと思いますが、その辺りも分かりにくいと感じました。</p>
<p>自然共生推進課長</p>	<p>委員のお話とずれるかもしれませんが、少し補足をさせていただきます。シカの数は減っているのですが、捕獲圧を高めたことによって、今までシカが生息していなかった高標高域など色々な地域に分散をしている状況がございます。そのような中で、今までは森林被害がなかった地域でも、シカによる被害が生じている状況もございます。</p>
<p>委員</p>	<p>参考意見ですが、シカの場合、植えた苗をとにかく全部食べてしまいます。例えば山を10ha切り、そこに苗を何十万本植えても、何もしないとおそらく1年か2年で全部食べてしまいます。それを防ぐために植林した場所にはシカが入らないように、ネットを張るというのが今の手法ですが、どこかに隙間があるとシカが食べてしまうということがシカによる森林被害なのだと思います。クマによる被害は大きくなった樹木の皮を食べてしまうことによって材木としての価値が下がってしまいます。恐らくそれを集計したものがこの数値になっているのだと思います。また、農作物の被害については、こういった数値に表れないものもあると思っておりまして、一番最たるものは、被害に遭うことによる農業者のモチベーションの低下です。毎年毎年シカやイノシシにやられてしまうのであれば、自身の高齢化も相まって農業をやめてしまうこともあると聞きます。これは数字には全然出てこないのですが、大きい農業被害ではないかということが巷では言われております。</p>
<p>委員</p>	<p>シカが禁猟区や人家に下りてきてしまうことにより、猟に出ても1頭か2頭しか取れないという話を私の住む地域でもよく聞きます。私たちも防除ネットや超音波を買ったりといった対策をしていますけれども、何か県でも対策を立てていただけたらありがたいと思います。</p>
<p>自然共生推進課長</p>	<p>管理捕獲を進めていく上で市町村等から被害の状況をよく聞き取りながら、被害の実態に即した対策を実施するよう努めて参りたいと考えております。</p>
<p>委員</p>	<p>ニホンジカの計画は国が定めた目標を早めに達成ができる見込みであり、また、他の県にはないような新しいチャレンジングな目標を立てて進められているということで素晴らしいと思います。県、猟友会、市町村の連携</p>

<p>委員</p>	<p>のもと、うまくいっていると思っております。カワウについても封じ込めに成功しており全国的にも好事例と言われております。このような成果があるということで、着実に実効性のある対策を今後も進めていただけたらと思います。</p> <p>森林被害による土壌侵食からの土石流といった事例が近県では報告されております。山梨県もそういったところまで被害事例を把握されておられるのでしょうか。</p>
<p>自然共生推進課長</p>	<p>先ほど、今までシカがいなかった高標高域にまで分散しているという説明をさせていただきましたが、これは全国共通の状況でありまして、他県においても試行錯誤しながら対策を進めているところでございます。</p> <p>当県でも、実態を把握しきれていないところがございますので、来年度からモニタリング調査を実施し、状況把握をする中で実態に即した捕獲に努めて参りたいと思っております。</p>
<p>会長</p>	<p>今回、農作物被害と森林被害のことを示していただきましたけれども、委員方のご意見を伺うと、被害というのは多岐に亘るのではないかということだと思います。また、その数字についても根拠が不明瞭なところもあると思いますので、県民の方々へ周知するというのを念頭に置いて、どれほど深刻なのか、或いはなぜそういった対策をするのかというところの説明をもう少し詳しく作っていただけると、より県民の皆さんも協力しようという雰囲気になっていくのかなと思いました。</p> <p>それから、頭数を減らしていくことについても、できるだけ目標値を前倒しにできるように努力をしていただきたいという意見も多数ありました。これについては、予算も関わってくるかと思いますが、委員方の総意としては、その辺りの努力もぜひお願いしたいといったところでございます。</p> <p>審議事項（２）～（５）について御異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">◆ 異議なし ◆</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、当審議会として異議ない旨決定されましたので、そのように答申したいと思います。</p>
<p>報告事項</p>	
<p>会長</p>	<p>続いて、報告事項に移ります。報告事項（１）「山梨県地球温暖化対策実</p>

<p>地球温暖化部会長</p> <p>会 長</p>	<p>行計画の実施状況について」となります。この件については、3月10日に地球温暖化対策部会が開催されました。部会での審議結果について、地球温暖化対策部会長から説明をお願いします。</p> <p>◆ 報告事項(1)資料により、地球温暖化対策部会長が説明 ◆</p> <p>続いて、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>環境・エネルギー政策課長</p> <p>会 長</p> <p>委 員</p>	<p>◆ 報告事項(1)資料により、環境・エネルギー政策課長が説明 ◆</p> <p>地球温暖化対策部会長及び事務局からの説明が終わりました。御質問、御意見がありましたらお願いします。</p> <p>来年度、地球温暖化対策実行計画の見直しが行われるということですが、政府の2030年度の温室効果ガス削減目標46%という方針を踏まえた見直しとなるのか教えてください。また、地球温暖化を防ぐ一番の方法として冷媒を変えるということが一部で言われていますが、例えばヒートポンプの利用ですとか、そういったことも進めていくことも必要だと思います。それから、運輸部門がなかなか減っていないという状況があるようですが、せっかく山梨県は水素の活用という取り組みを積極的に行っていますので、例えば県庁の公用車をFCV（燃料電池自動車）にするなどの検討もしていただければと思います。</p> <p>まず、1点目の2030年度の温室効果ガスの削減目標ということにつきましては、新たな実行計画の検討の中で、本県の目標を定めていきたいと考えております。委員からご指摘ありましたように、政府目標を十分踏まえながら検討を進め、それに見合う対策とセットで検討を進めて参りたいと考えております。2点目について、温室効果ガスの中で、いわゆる代替フロンと呼ばれるような項目もございます。これまでは、排出量の多くを二酸化炭素が占めているということで、どうしても二酸化炭素に目が向いておりましたが、代替フロンにつきましては、温室効果に強い効果を持っていることが最近指摘されておりますので、今後、検討して参りたいと考えております。3点目の水素の活用につきましては、これは本県の特色でもございますので、積極的に進めていきたいと考えております。また、県の公用車につきましては、トヨタの燃料電池自動車ミライを3台導入しております。そのうち1台につきましては、広く県民の皆様にご利用いただく中で普及啓発を図っていこうということで、今年度から貸出事業を開始しております。新型コロナの影響等がありまして、申し込みはいただいたのですが予定していたイベントが中止になってしまうといった残念な部分がありましたけ</p>

		れども、引き続き公用車を活用した県民の皆様への普及啓発に努めて参りたいと考えております。
会	長	続いて、報告事項（２）「第２次山梨県環境基本計画の環境指標の達成状況について」、事務局から説明をお願いします。
環境・エネルギー政策課長		◆ 報告事項（２）資料により、環境・エネルギー政策課長が説明 ◆
会	長	説明が終わりました。御質問、御意見がありましたらお願いします。
委	員	新型コロナの影響で県民参加型の事業については、運営が難しかった部分もあると思いますが、昨年度は遠隔のようなものだとかそういった工夫をしてこういった事業をされていたと思いますがいかがでしょうか。
環境・エネルギー政策課長		今年度につきましては、各種教室や研修会など、これまでお集まりいただいていたものにつきましても、リモートがかなり進みました。今ではリモートによる開催が当たり前のような状況になったと認識しております。個別の実態を把握しているわけではありませんが、来年度は今年度よりかは改善された数字になるものと考えております。
委	員	会議冒頭の部長のあいさつの中で、熱海の土砂災害や廃棄物の大量堆積事案について、廃棄物の新たな対策に取り組むということをお聞きしましたが、それについてはどの指標で取り組まれるのか教えてください。
環境・エネルギー政策課長		廃棄物の新たな対策については、この指標を使って管理するということではありません。県内において廃棄物が大量に堆積をしていて、それが周辺に悪臭などといった悪影響を及ぼす事例が実際ありますので、そういったものを未然に防ぎ、また早期に対応できるような仕組みづくりを積極的に進めていこうということで、新たな対応策の検討に着手したという状況でございます。
会	長	以上で、報告事項を終了といたします。それでは、本日の議事については、以上で終了いたします。委員の皆様には、議事の進行に御協力いただき、ありがとうございました。

4 その他

情報提供

司 会 続きまして、県から委員の皆様へ県の環境行政に関する情報提供を3件させていただきます。なお、情報提供につきましては、会議時間の都合上、事務局からの報告のみとさせていただきます。御質問がある場合には、後日、事務局までお問い合わせください。

まず、情報提供（1）「富士川水系の水質等調査結果及び堆積物等調査計画について」、大気水質保全課長から説明します。

大気水質保全課長 ◆ 情報提供（1）資料により、大気水質保全課長が説明 ◆

司 会 続いて、情報提供（2）「ツキノワグマ保護管理指針の策定について」、（3）「カワウ管理指針の策定について」を一括して自然共生推進課長からご説明をお願いします。

自然共生推進課長 ◆ 情報提供（2）資料により、自然共生推進課長が説明 ◆
◆ 情報提供（3）資料により、自然共生推進課長が説明 ◆

司 会 情報提供については以上です。

5 閉 会

司 会 本日予定いたしました日程は、全て終了いたしました。委員の皆様には長時間に亘り、御審議ありがとうございました。以上をもちまして、第61回山梨環境保全審議会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。